

2025 年 5 月

「会社法における議決権の停止」

第 10 期 客員研究員

所属役職 亜細亜大学法学部法律学科 准教授

氏名 小倉健裕

要 約

（１）議決権の停止の性質

議決権は株主の基本的権利の一つであるが、日本の会社法には、一定の条件下で株主が議決権を行使できない場面（「議決権の停止」）が存在する。これには大きく分けて、利益相反へ対応するための停止と、制裁としての停止との２種類がある。従来議決権の停止は前者の目的によるものが想定されていたが、平成 26 年会社法改正では、仮装払込みへの制裁として後者の目的による議決権停止が新たに導入された。また、直近では、金融商品取引法に基づく報告義務違反等へのエンフォースメント手段としての利用も議論されている。

いまある議決権の停止については、以下の性質を指摘することができるだろう。

①明文の根拠が必要：議決権停止は、法令に明確な規定がある場合に限って認められる。法令が指示する範囲（人的範囲または議決権を行使できないとされる事項の範囲）を越えて議決権の停止を認めることはできない。

②停止は自動的に効力を生じる：停止の原因が発生すると、裁判所の判断を経ることを要せず自動的に議決権の停止が発動する。特別の手続きを要しないことは利点であるといえるが、停止の原因に解釈の余地がある場合には、停止が効力を生じているか否かが判然としないうということにもなりうる。

③停止は解かれうる：議決権の停止は一時的措置であり、その原因となる事実が解消されれば直ちに議決権が回復される。ただし、基準日やその後の影響など、実務上の取り扱いには未整備な点が多く、明瞭化が望まれる。

（２）利点と不都合

以上の性質から、つぎのような利点と不都合とを指摘することができる。

議決権の停止の最大の利点は、自動的に効力が生じることそれ自体といえる。これにより、裁判所の関与なしに、当事者による適時の対応が可能となるからである。議決権停止の事実が明らかであれば、会社は即座に対象株主を投票から除外でき、もし誤って議決権を行使させた場合でも、会社または株主が当該決議の瑕疵を争うことができることになる。

他方で、議決権停止の自動的性質は重大なリスクもはらむ。たとえば「仮装払込み」という事実の評価には解釈の余地があり、当事者間に見解の相違がある場合には、結局裁判所による判断を仰がなければ議決権停止の取扱いの是非は明らかにならない。さらに、会社や多数派株主が少数派株主を排除するために議決権の停止を恣意的に用いる危険もある。裁判の結果、停止の取り扱いが誤りであったとされれば、その間に行われた株主総会決議の有効性が動揺し、企業運営の安定性が損なわれるおそれがある。

（３）結語

議決権停止の自動的性質に内在するこの不確実性は、現在議論されている金融商品取引法等のエンフォースメントの手段としての議決権停止において一層顕在化するものと推測される。そこで議決権停止の原因として介在する概念はより難解なものとなるであろうし（たとえば「共同保有者」（金商法 27 条の 23 第 5 項）など）、企業買収法制の一環としての性質上、会社の側もある程度積極的に議決権が停止されている旨を主張すると予想されるからである。したがって筆者は、新たに導入される議決権停止制度については、自動的性質を排除して、裁判所への申立てによる制度として定めることを提案する。

以　上

（掲載誌：小倉健裕「会社法における議決権の停止」月報司法書士 2025 年 5 月号 58-64 頁。）

- （注） 1　この内容の全部又は一部について、日本証券業協会に無断で使用（転用・複製等）及び改変を行うことはできません。
2　この論文に述べられている見解は筆者個人のものであり、日本証券業協会としての見解を示すものではありません。